



消防団の組織概要

令和2年4月1日現在

都道府県名	鹿児島県	所在地	〒895-2511		
市町村名	伊佐市	所在地	鹿児島県伊佐市大口里1888番地		
消防団事務所管	伊佐市役所 総務課	電話番号(直通)	0995-23-1311	FAX	0995-22-5344
消防団名	伊佐市消防団	メールアドレス	bousai@city.isa.lg.jp		

組織	分団数	18	分団	ホームページURL																																					
	うち機能別分団数	0	分団	SNSアカウント																																					
	方面隊数	0	隊																																						
	部数	0	部	【組織概要図】	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">本部</div> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td>第1分団</td><td>大口自動車班 上町班 里町班</td></tr> <tr><td>第2分団</td><td>元町班 諏訪班 水ノ手班</td></tr> <tr><td>第3分団</td><td>大口自動車班 上町班 里町班</td></tr> <tr><td>第4分団</td><td>木ノ氏班 牛尾班 郡山班</td></tr> <tr><td>第5分団</td><td>山野自動車班 尾之上班 石井班</td></tr> <tr><td>第6分団</td><td>小木原班 平出水班</td></tr> <tr><td>第7分団</td><td>白木班 堂崎班 麓班</td></tr> <tr><td>第8分団</td><td>崎山班 宮人班</td></tr> <tr><td>第9分団</td><td>中央班 曾木班</td></tr> <tr><td>第10分団</td><td>土瀬戸班 馬場班</td></tr> <tr><td>第11分団</td><td>第1班 第2班</td></tr> <tr><td>第12分団</td><td>第1班 第2班</td></tr> <tr><td>第13分団</td><td>第1班 第2班</td></tr> <tr><td>第14分団</td><td>第1班 第2班</td></tr> <tr><td>第15分団</td><td>第1班</td></tr> <tr><td>第16分団</td><td>第1班</td></tr> <tr><td>第17分団</td><td>第1班</td></tr> <tr><td>女性分団</td><td>第1班</td></tr> </table> </div>	第1分団	大口自動車班 上町班 里町班	第2分団	元町班 諏訪班 水ノ手班	第3分団	大口自動車班 上町班 里町班	第4分団	木ノ氏班 牛尾班 郡山班	第5分団	山野自動車班 尾之上班 石井班	第6分団	小木原班 平出水班	第7分団	白木班 堂崎班 麓班	第8分団	崎山班 宮人班	第9分団	中央班 曾木班	第10分団	土瀬戸班 馬場班	第11分団	第1班 第2班	第12分団	第1班 第2班	第13分団	第1班 第2班	第14分団	第1班 第2班	第15分団	第1班	第16分団	第1班	第17分団	第1班	女性分団	第1班
	第1分団	大口自動車班 上町班 里町班																																							
第2分団	元町班 諏訪班 水ノ手班																																								
第3分団	大口自動車班 上町班 里町班																																								
第4分団	木ノ氏班 牛尾班 郡山班																																								
第5分団	山野自動車班 尾之上班 石井班																																								
第6分団	小木原班 平出水班																																								
第7分団	白木班 堂崎班 麓班																																								
第8分団	崎山班 宮人班																																								
第9分団	中央班 曾木班																																								
第10分団	土瀬戸班 馬場班																																								
第11分団	第1班 第2班																																								
第12分団	第1班 第2班																																								
第13分団	第1班 第2班																																								
第14分団	第1班 第2班																																								
第15分団	第1班																																								
第16分団	第1班																																								
第17分団	第1班																																								
女性分団	第1班																																								
班数	37	班																																							
団員数	条例定数	394	人																																						
	実員数	378	人																																						
	男性団員数	361	人																																						
	女性団員数	17	人																																						
	基本団員数	377	人																																						
	大規模災害団員数	0	人																																						
	その他の機能別団員数	1	人																																						
職業構成別団員数	国家公務員	0	人																																						
	地方公務員	63	人																																						
	都道府県職員	0	人																																						
	市区町村等職員	63	人																																						
	特殊法人等公務員に準ずる職員	10	人																																						
	農協職員	10	人																																						
	日本郵政グループ	1	人																																						
その他	304	人																																							
消防団活動事例・PR等	<p>伊佐市消防団は、現在378名で活動しております。 私たちの消防団には、ラッパ隊や梯子隊があり、日々訓練を重ね、出初式などで演技披露を行っております。 また、平成26年度からは、女性消防団が発足し、高齢者宅への防火訪問活動を行うなど、団員一丸となって防火活動に取り組んでおります。 現在、団員を募集しておりますので、ぜひ皆さんも一緒に活動しましょう。</p>																																								
報酬	報酬額(階級:団員)	年額	63,900	円																																					
	(参考)交付税単価(階級:団員)	年額	36,500	円																																					
手当	火災出動	4,550	円																																						
	(参考)交付税単価	7,000	円/回																																						

※1:「消防団の組織概要等の調査」による
 ※2:火災出動に関し、出動1回あたりの手当の額を定めている場合はその額を記載している。
 もっとも、手当の額は、出動区分(火災、風水害、警戒、訓練等)や支給単位(出動1回あたり、〇時間あたりなど)が市町村等によって異なることから、年額で〇円や一定時間以上で〇円等の定め方をしている場合は「☆」、火災出動に関する手当の額について定めがない場合は「-」と記載。
 ※3:詳しくは、各市町村等のホームページ等を参照。